

議第 33 号

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

職員の給与減額支給措置の減額率の改正に併せ、市長、副市長及び教育長の給与減額率についても改正するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

下呂市長等の給与の特例に関する条例（平成 28 年下呂市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(市長の給料の特例) 第 2 条 (略) 2 市長の給料月額は、平成 29 年 4 月 1 日から <u>平成 30 年 3 月 31 日までの間において、特別職給与条例第 3 条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に 25 パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</u> 3 <u>市長の給料月額は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において、特別職給与条例第 3 条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に 22.5 パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</u> 4 (略)	(市長の給料の特例) 第 2 条 (略) 2 市長の給料月額は、平成 29 年 4 月 1 日から <u>平成 31 年 3 月 31 日までの間において、特別職給与条例第 3 条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に 25 パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</u> 3 (略)
(副市長の給料の特例) 第 3 条 (略) 2 副市長の給料月額は、平成 29 年 4 月 1 日から <u>平成 30 年 3 月 31 日までの間において、特別職給与条例第 3 条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に 15 パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</u> 3 <u>副市長の給料月額は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において、特別職給与条例第 3 条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に 12.5 パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</u> 4 (略)	(副市長の給料の特例) 第 3 条 (略) 2 副市長の給料月額は、平成 29 年 4 月 1 日から <u>平成 31 年 3 月 31 日までの間において、特別職給与条例第 3 条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に 15 パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</u> 3 (略)

改 正 後	改 正 前
<p>(教育長の給料の特例)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育長の給料月額は、平成29年4月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に10パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p><u>4 教育長の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に7.5パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>	<p>(教育長の給料の特例)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育長の給料月額は、平成29年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に10パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p><u>4 (略)</u></p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 要綱

1. 改正理由

職員の給与減額支給措置の減額率の改正に併せ、市長、副市長及び教育長の給与減額率についても改正するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 市長の給料月額の減額率を、下記のとおり改めます。

① 25%の減額期間を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。

(第2条第2項関係)

② 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、22.5%を減額した給料月額とします。

(第2条第3項関係)

(2) 副市長の給料月額の減額率を、下記のとおり改めます。

① 15%の減額期間を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。

(第3条第2項関係)

② 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、12.5%を減額した給料月額とします。

(第3条第3項関係)

(3) 教育長の給料月額の減額率を、下記のとおり改めます。

① 10%の減額期間を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。

(第4条第3項関係)

② 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、7.5%を減額した給料月額とします。

(第4条第4項関係)

(4) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

(附則関係)